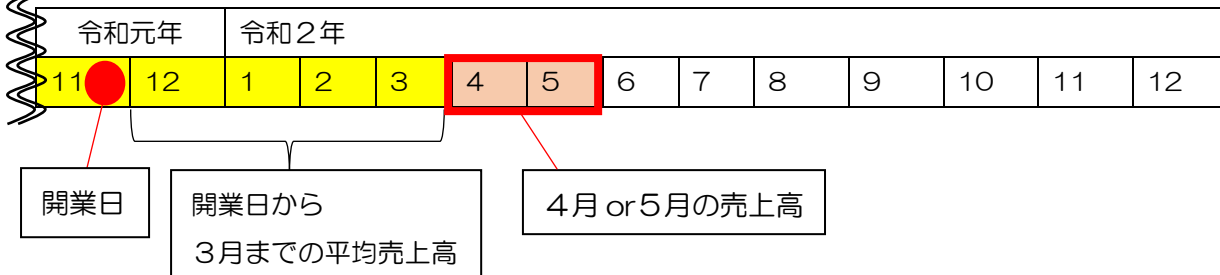


開業日ごとの売上減少要件について

①令和元年4月8日から令和元年12月31日の間に開業した方

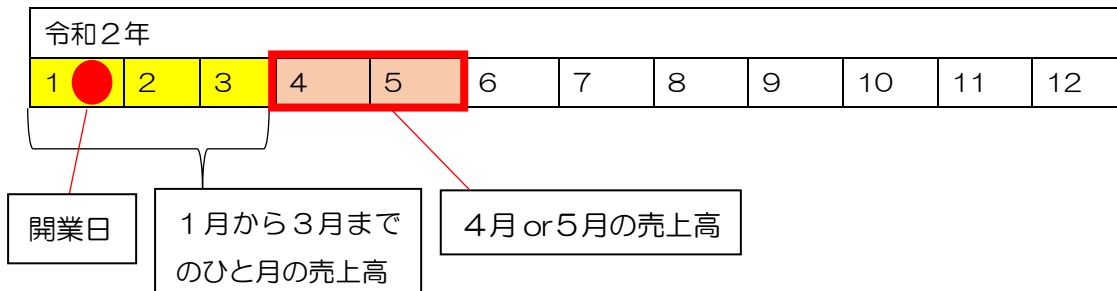
例) 11月中に開業した方のケース



- 1) 開業日から令和2年3月までの売上高の平均値を算出してください。
- 2) 令和2年4月もしくは5月どちらかひと月の売上高と比較し、5%以上減少している方が対象です。

②令和2年1月1日から令和2年3月31日の間に開業した方

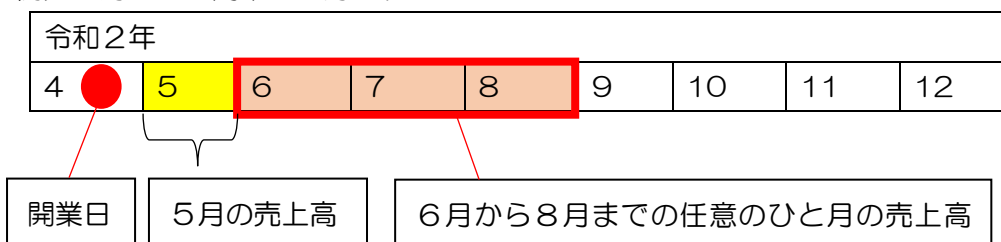
例) 1月中に開業した方のケース



- 1) 開業日から令和2年3月までの間のひと月の売上高を選択してください。
- 2) 令和2年4月もしくは5月どちらかひと月の売上高と比較し、5%以上減少している方が対象です。

③令和2年4月1日から令和2年4月7日の間に開業した方

例) 4月1日に開業した方のケース



- 1) 開業直後の5月の売上高を算出してください。
- 2) 6月以降かつ申請時点までの任意のひと月の売上高と比較し、5%以上増減があった方が対象です。

お問い合わせ先

北本市役所 産業観光課 商工労政・観光担当 ☎048-594-5530

売上減少の計算について、お気軽にご相談ください。